

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新株予約権の行使期間満了日の前営業日以降の日。<u>ただし、新株予約権の行使期間満了日が償還期日にあたる場合は、新株予約権の行使期間満了日の 2 営業日前の日以降の日</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新株予約権の行使期間満了日の前営業日以降の日</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)</p> <p><u>第 83 条の 2 参加者は、顧客から規程第 92 条の 2 第 1 項の規定に基づいて新株予約権の行使の申出を受けた場合は、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、速やかに機構に取り次がなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定に基づき参加者が新株予約権の行使を取り次ぐ場合について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 4 項中「預託新株予約権付社債券」とあるのは「別途保管新株予約権付社債券」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(株式発行の配分明細データ)</p> <p>第 84 条 機構は第 83 条第 3 項(前条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により会社に新株予約権付社債券及び新株予約権の行使申出書等を提出した日から起算して 3 営業日目の日の正午までに、会社から規程第 92 条第 4 項において準用する規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ(以下「株式発行通知データ」という。)の通</p>	<p>(新株発行の配分明細データ)</p> <p>第 84 条 機構は前条第 3 項の規定により会社に新株予約権付社債券及び新株予約権の行使申出書等を提出した日から起算して 3 営業日目の日の正午までに、会社から規程第 92 条第 4 項において準用する規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ(以下「株式発行通知データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファ</p>

知を、コンピュータ・システムからデータをファイル伝送する方式のうち機構が適当と認める方法により受けるものとする。

2 (略)

(実質株主票)

第 85 条 規程第 92 条第 4 項(規程第 92 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)において準用する規程第 83 条第 2 項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。

2・3 (略)

(実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項)

第 86 条 規程第 92 条第 4 項(規程第 92 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)において準用する規程第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 87 条 参加者は、顧客から預託新株予約権付社債券について規程第 92 条第 1 項に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を受けた場合、又は参加者自己分の預託新株予約権付社債券について同条に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を行う場合は、その旨の申出を、第 83 条第 2 項に規定する機構に対する申出又は申出の取次ぎと同時に行うことができる。

2 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 87 条の 2 参加者は、顧客から別途保管新株予約権付社債券について規程第 92 条の 2 第 2 項に規

イル伝送する方式のうち機構が適当と認める方法により受けるものとする。

2 (略)

(実質株主票)

第 85 条 規程第 92 条第 4 項において準用する規程第 83 条第 2 項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。

2・3 (略)

(実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項)

第 86 条 規程第 92 条第 4 項において準用する規程第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 87 条 参加者は、顧客から預託新株予約権付社債券について規程第 92 条に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を受けた場合、又は参加者自己分の預託新株予約権付社債券について同条に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を行う場合は、その旨の申出を、第 83 条第 2 項に規定する機構に対する申出又は申出の取次ぎと同時に行うことができる。

2 (略)

(新設)

定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を受けた場合、又は参加者自己分の別途保管新株予約権付社債券について同条に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を行う場合は、その旨の申出を、第 83 条の 2 第 2 項において準用する第 83 条第 2 項に規定する機構に対する申出又は申出の取次ぎと同時に行うことができる。

- 2 前項の場合において、参加者は、機構に対し新株予約権の行使申出書等に併せて、第 62 条第 2 項に規定する単元未満買取請求書を機構に提出しなければならない。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 88 条 機構は、参加者から第 87 条第 2 項又は前条第 2 項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、第 83 条第 2 項(第 83 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する新株予約権の行使申出書等と併せて第 83 条第 3 項(第 83 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する日に当該単元未満株式買取請求書を会社に提出するものとする。

- 2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、第 87 条第 1 項又は前条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

- 3 (略)

附 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 23 日から施行する。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 88 条 機構は、参加者から前条第 2 項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、第 83 条第 2 項に規定する新株予約権の行使申出書等と併せて同条第 3 項に規定する日に当該単元未満株式買取請求書を会社に提出するものとする。

- 2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

- 3 (略)